

令和 6 年度タブレット型端末賃貸借業務仕様書

1 業務の目的

市民視点の行政サービスの実現及びデジタル技術の活用による行政運営の効率化の観点から、タブレット端末を導入し、市民にとって利便性の高い行政サービスの提供やペーパーレス、業務のデジタル化を推進することを目的とする。

2 契約期間

(1) 契約期間

契約締結日の翌日から 2028 年(令和 10 年)9 月 30 日まで。

(2) 賃貸借期間

2024 年(令和 6 年)10 月 1 日から 2028 年(令和 10 年)9 月 30 日まで(48 か月)。

3 納入場所

明石市役所

4 納入期限

2024 年（令和 6 年）9 月 30 日

納入期限までに、キッティング作業、機器設定、動作確認、納入検査を完了し、納入場所へ使用可能な状態で納入すること。ただし、やむを得ない理由により納入期限までに納入できない場合は、協議により新たな納入期限を決定することができる。

5 業務内容

(1) タブレット端末

以下の仕様を満たすタブレット端末一式を納入すること。

数量	30 式
機種	Apple 社製タブレット端末 第 10 世代以降
端末容量	64GB 以上
通信方式	W i - F i + セルラーモデル ※ 4 G / L T E 及び 5 G 対応
色	指定しないが、各端末の本体色は統一すること。同一色での調達が困難な場合は協議すること。

保護フィルム	・反射防止機能を有していること。 ・指紋防止機能を有していること。 ・画面タッチの感度が変化しないこと。 ・カメラ等を塞がないこと。
カバーケース	・端末の前面と背面を保護でき、フラップを折り畳むことにより、スタンドとしても利用可能であること。 ・フラップの開閉と連動してスリープを解除できること。 ・落下等の衝撃に対して、本体及び画面の破損を保護する機能を有すること。 ・タッチペンを収納できること。 ・タブレット端末に装着したままの状態で、各種ボタン操作、ケーブル接続、写真撮影が可能であること。
付属品	・電源アダプタ ・充電接続ケーブル ※apple 純正品であること

※タブレット端末はレンタル方式とし、賃貸借期間満了後、受注者に返還する。

(2) 通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ回線を提供すること。

① インターネット接続

インターネット接続が可能であること。

② セルラー通信方式

4G/LTE及び5G通信方式に対応していること。また、安定的に利用可能であり、災害時及び大規模障害にも迅速に対応できる通信回線サービスであること。

③ 利用可能地域

日本国内の利用可能地域の人口カバー率はLTEにおいて99%以上であること。

④ セルラー通信によるデータ通信容量

下記(ア)・(イ)どちらかに対応できること。

(ア) 1回線当たり10GB/月まで速度規制がかかることなく使用でき、パケット利用量については共有できること。

(イ) 1回線当たり20GB/月まで速度規制がかかることなく使用できること。

(3) キットティング

・ADE (Automated Device Enrollment) の登録

- ・メール設定（キャリアメール）
- ・パスコードロック番号の設定
- ・液晶保護フィルム貼付
- ・端末への SIM カードの格納
- ・箱及び本体へのラベル貼り

(4) 保守及び保障

- ① 機器の利用及びトラブルに関する問い合わせに対応すること。対応は原則として市役所開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ② 端末の故障・破損・水漏れ等（電池の充電耐用回数を超え通常使用に支障をきたす場合を含む。）の障害が発生した場合、無償修理・交換が可能な保守サービスを提供すること。ただし、保護フィルム、カバーケース、電源アダプタ、充電接続ケーブルは消耗品とし保守サービスの対象外とする。
- ③ 修理・交換により納品する端末については、「(3) キットティング」で指定した ADE の登録をした状態で納品すること。

(5) モバイル端末管理サービス (MDM)

モバイル端末管理サービス (MDM) については、明石市が利用しているシステム (KDDI Smart Mobile Safety Manager) を利用するので、調達の範囲外とする。

6 秘密の保持等

- (1) 受注者は、本業務に関連して知り得た情報を自己の業務に使用してはならない。また第三者に漏洩又は開示してはならない。
- (2) 受注者は、本業務に関連して知り得た情報の漏洩、滅失、き損等の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、本業務に関連して知り得た情報を本件作業以外の目的での複製、利用等をしてはならない。
- (4) 本業務に関連して情報の漏洩、滅失、き損等の事故が発生した場合、受注者は、ただちに明石市に報告するとともに、明石市と協議のもと、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により、情報の漏洩、滅失、き損等の事故が発生し、明石市が第三者から損害賠償請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、受注者は、明石市の指示に基づき、受注者の責任において紛争解決へ協力するものとし、また、第三者への損害賠償が必要となった場合、これに対する費用の負担を行うものとする。この場合において、明石市が損害を被ったときは、明石市は受注者に対して、当該損害の賠償を請求できるものとする。

7 請求及び支払方法

- (1) 毎月払いとし、利用月の翌月に受注者からの請求に基づいて支払う。
- (2) 賃借料には端末費用、通信費用、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、設定費用、配送料、各種保険料その他一切の経費を含むものとする。

8 契約期間満了時の対応

- (1) 契約期間終了後、明石市が端末を初期化しデータを削除した状態で返却するものとする。
- (2) 受注者は、内蔵ストレージ等のデータの消去に関し技術的助言を行うこと。

9 その他

本仕様書に記載のない事項につき疑義が生じた場合は、明石市契約規則によるほか、協議の上解決すること。